

ソフトウェア使用許諾契約書 別紙（使用許諾の範囲）

使用許諾の範囲

1. ISM CloudOne は、以下の条件に従い使用することができます。
 - (1) ソフトウェアを、1つのシステムのみインストールすることができます。システムとは、1台のDBサーバーと、複数台のAPサーバー、複数台のWebサーバー、複数台のNFSサーバー、複数台のソフトウェア配布サーバーによって構成されるISM CloudOneサーバーの端末群を指します。
 - (2) 『ライセンス証書』記載のライセンス数までの特定の「クライアント」に対して使用すること。尚、「クライアント」とは、DBサーバーに、そのインベントリ情報が収納された端末を指します。
 - (3) 『ライセンス証書』に端末のOS種別毎のライセンス数が記載されている場合は、該当するOS種別に対して指定されたライセンス数まで使用することができます。OS種別とは、“Windows”, “Mac”, “Android”, “iOS”のことを指します。
 - (4) “Windows”と“Mac”間、“Android”と“iOS”間については、相互にライセンスを融通することが可能です。
 - (5) バックアップ目的で、「本プログラム」の複製物を1部のみ作成することができます。
2. 但し、次の事項に従うものとします。
 - (1) 特定の端末インベントリ情報を一旦DBサーバーに収納すると、1ライセンスの使用としてカウントされます。現存するコンピュータの当該インベントリ情報を削除した場合にも、当該ライセンスを他の同時に現存する「クライアント」用に流用することはできません。ただし、対象のクライアントが、廃棄等の事情により使用されなくなった場合には、そのクライアントに使用していたライセンスを新規の別の端末に使用することができます。
 - (2) DBサーバー以外のサーバーとして機能している端末であっても、そのインベントリ情報を収納した場合には、「クライアント」としての1ライセンスの使用としてカウントされます。
 - (3) 同一の「クライアント」が複数のOSをインストールして使用している場合には、当該OSごとに1ライセンスを使用する複数の「クライアント」としてカウントされません。
3. スマートデバイス管理機能のライセンス範囲
ご購入から1年経過後、継続してスマートデバイス管理機能の全てをご利用になる場合は、ISM CloudOne 更新サービスへのご加入が必要となります。ISM CloudOne 更新サービスにご加入されないときは、スマートデバイス管理機能のうち、既に収集済のインベントリレポート機能を除く機能をご使用できなくなります。
4. 「本ソフトウェア」の著作権
「本ソフトウェア」の著作権は、クオリティソフト株式会社が保有します。

以上